

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262 営業時間:9～17時 休み:土日祝
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162



2023年
(令和5年)
10月30日
第1225号

労働保険料 第2期の納付期限は10月31日(火)です。

対象の事業所は、期日までに保険料を指定の口座へ振り込んでください。

※労働保険料は、所定の期限までに納付しないと労働局から督促されます。その督促をうけ、それに指定された期限までにこれを納付しないと、法定期限の翌日からその完納の前日までの日数により計算された延滞金を徴収されます(年14.6%の率)。



年末調整用の書類 届いています 従業員に各種書類を書いてもらおう

年末調整関係用紙が入った茶色の封筒が税務署から届く時期になりました。中には書類一式と源泉所得税の納付書が入っています。この封筒は法人の事業所及び個人事業で給与支払いがある事業所に届きます。

年末調整(源泉所得税の確定・納付と、市区町村への給与報告)は、年明けの1月20日までに行なう必要があります。

年末調整をするには、

- ・年内に支払われる給料・賞与の総額の確定
- ・配偶者や扶養家族の年収の確定(従業員にその情報を同封の書類に記入してもらう)
- ・生命保険や地震保険の控除証明書

上記の条件が揃って、ようやく年末調整が出来ます。書類の記入・控除証明書の用意などを従業員に早めに告知しましょう。

年末調整について不明な点は民商へお問い合わせください。

控除証明書類が続々届く！大切に保管！

生命保険や地震保険の控除証明書、住宅ローン控除に使う残高証明書はすでに届き始めていると思います。10月下旬以降、国民年金を納めている人には「(国民年金保険料)控除証明書」が届き始めます。それぞれ年末調整・確定申告で控除を得るために必要となりますので、大切に保管してください。

《予定表》

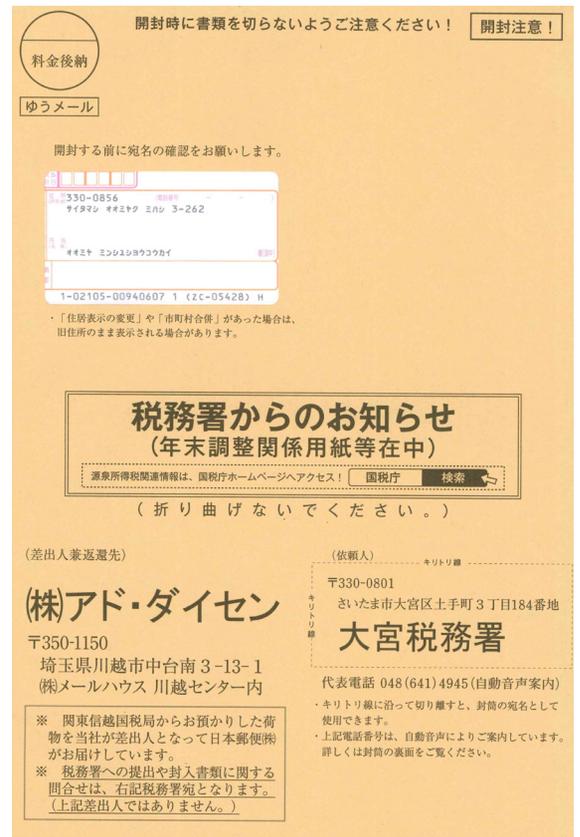
- 11/2(木) 県政要求共同行動
- 11/5(日) 埼商連 幹部学校
- 11/6(月) SNSの基礎 学習会(民商2階) 18:00～
- 11/26(日) 県連共済 いのちと健康を守る学習交流会

SNSの基礎 学習会 やります

インスタグラム等のSNS(インターネットを介した社交・交流サービス)の基礎を学ぶ、これから始めたい方に向けた学習会です。スマホをご持参ください。

日時:11月6日(月) 夕方6時開始
(60～90分間程度を予定)

申込:当日お昼までに民商へご連絡ください



チェックしてね! 大宮民商のHP・SNS (更新は少なめです...)

大宮民商 X(旧 Twitter)
twitter.com/OhmiyaMinsyo



大宮民商 ホームページ
ohmiyaminsyo.jp/



大宮民商 Instagram
instagram.com/ohmiya_minsyo/



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈世相〉パレスチナ自治区のガザを実効支配するイスラム原理主義組織のハマスが10月7日にイスラエルを攻撃したことにより、戦争状態に突入。

税務署から調査の電話が来たら、まずは落ち着いて。調査内容・調査官の部署・名前・連絡先を聞き、「日程はこちらから折り返し連絡します」と言って電話を切り、民商へ連絡してください。

税務調査についての
みんなの知恵と経験を出し合って、
不当な税務調査を許さない
活動を強めましょう

10の心得

1
自主申告は
権利

自主申告こそ納税者の基本的な権利です (国税通則法16条)

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身に付けよう

2
相手の
身分確認を

税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること (国税通則法74条13)

3
事前通知を
励行させよう

事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確かめること (国税通則法74条9、憲法13条・31条)。「調査理由を開示すること」(第72回国会で請願採択・1974年6月3日)

4
調査日時の変更は可能

事前通知のない調査のときはその理由を確認しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます (国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)

5
承諾なしの
反面調査は断る

納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」(国税庁の税務運営方針)

6
信頼できる
立会人を

納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですすめること。「立ち会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定) 質問応答記録書の作成は断る

7
調査は
目的の範囲に

調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)

8
承諾なしの
立ち入りは違法

納税者の承諾なしに工場や店内に入るとは違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)

9
勝手な
取り調べは違法

検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法 (北村人権裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定)。また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10
サインは命

サインは命。税務署員に求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場でサインせず、よく考えてからにすること (公務員の職権乱用罪・刑法193条)